

## 利用者への権利侵害事案⑦

### 【事 案】

職員による男子児童への暴力行為

### 【事案の概要】

障害児入所施設で、50歳代の男性職員が男子児童（高等部）の顔面を殴る暴力行為があった。男子児童は医療機関で受診したが異常はなかった。当該職員は「衝動的に殴ってしまった」と話している。当該職員が居室で他の児童の髭剃りを支援していた際、児童が上唇を切ってしまったため、処置していたところに男子児童が入室。ケガをしている児童に悪ふざけを始めた。当該職員が男子児童を廊下に連れ出したが、暴言や足を蹴る、唾を吐きかける等の行為をし始めたため、制止しているうちに当該職員が感情的になり突発的に男子児童を殴った。当該施設は男子児童の保護者に電話及び自宅へ訪問の上、謝罪。県への報告とともに、全保護者を対象にした説明会を開催し、経過の説明及び謝罪を行った。

### 【発生に至ってしまった背景（考察）】

障害特性を十分に理解し、それぞれの利用者に応じた支援の提供が求められる施設現場においては、「突発的に」「思わず」「カッとあって」等の職員の感情から引き起こされる利用者への不適切な行為はあってはならず、また、いかなる理由があっても利用者を殴るということは容認されるものではない。事案の発生の背景には、職員の支援技術の未熟さ等があったものと考えられる。

当該施設では、日頃から職員に対する権利擁護意識の向上を目的とした研修の実施や専門的な知識・支援技術を習得するための機会を設けていたものの、それらが本事案のような場面で抑止力として働くには十分ではなかった。